

**清水町議会 総務文教常任委員会  
所管事務調査 資料**

**平成27年11月19日  
企画課**

# 資料の目次

I 清水町まちづくり基本条例について・・・・・・・・・・・・	P2
1. 条例策定までの経過	
2. どういう思いが込められているか？	
3. 条例が目標としていることは？	
4. 「清水町まちづくり基本条例」が目指していることは？	
5. なぜ情報公表が必要なのか？	
6. なぜ町民参加が必要なのか？	
7. 特に町民から不満・不備を指摘されていないのに、なぜ町民参加が必要か？	
II 町民意見提出制度関係資料（職員マニュアル抜粋）・・・・・・・・	P14
1. 町民参加の流れ	
4. 町民意見提出制度手続きマニュアル	
5. 内部検討の心構え	
III その他資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P36
平成27年度町民参加手続きの予定	
平成26年度 町民意見提出制度の実施状況	

## I 清水町まちづくり基本条例について

### 1. 条例策定までの経過

- 平成15年7月 「まちづくり基本条例検討委員会設置要綱」を制定。
- 平成15年9月 「まちづくり基本条例検討委員会」を開始。  
(合計13回の検討委員会での議論)
- 平成17年3月 議会定例会に条例案を提案後、総務文教常任委員会へ付託され同年9月議会定例会で一部修正のうえ可決。
- 平成18年4月 条例施行。  
あわせて、施行規則の制定、職員マニュアルの策定、まちづくり情報コーナー、まちづくり情報掲示板など実践するための具体的な内容の整備を行なった。

### 2. どういう思いが込められているか？

町民と行政が共に同じ思いでまちづくりを進めるための基本的なルールを定め、町民誰もがまちづくりに参加できるよう必要な情報を積極的に提供し、そのことによって町民の皆さんのがまちづくりへの意識が高まり、協働のまちづくりへと進めたいとの思いから「まちづくり基本条例」の策定に取り組みました。

#### (1) 「自治体運営の基本原則」

町民参加に必要な情報の共有、町民参加の原則、町民・議会・行政の責務など。

#### (2) 「自治体運営の基本原則を実現するための制度・仕組み」

委員の公募、町民意見提出制度、説明責任など。

平成18年4月からはこの「まちづくり基本条例」に基づき、これまで以上に透明な行政運営を進め、まちづくりの諸課題を解決していく。

### 3. 条例が目標としていることは？

#### ① 条例第1条

この条例は、町民、議会、行政が互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的とします。

#### ② 「基本的なことがら」とは。

- ・「情報の共有」

町民参加に必要な政策情報を積極的に公表。  
条例や計画、大きな事業などを、わかりやすく公表。  
町民の意見を聞く機会を多く設ける。

- 「町民参加手続き」  
委員の公募、町民意見提出制度、住民投票  
その他に、「住民説明会」「ふれあいトーク」「アンケート調査」など
- 「町民の皆さんの意見を聞くこと」  
町民とともに一緒に考え、アイディアなどを提供いただき、意見交換をすることで、「協働のまちづくり」がはじまる。
- 「いただいた意見の尊重」  
いただいた意見には、町の考えを加え、どう対応するかを公表。  
「町を良くしたい」という皆さんのお意見をよく聞き、この町にとってどうすることが一番良いのかを考える。
- 「町民の責務」と「行政の責務」  
町民が主役のまちづくりは、町民が意見を述べるだけでなく、発言に対する責任を持ち、他人任せにしない。  
行政も、町民からいただいた意見が町民全体に対して有効なのかどうかを検討し、町として意思決定をしていく責任があり、決定したことについて、町民全体に対して説明する責任がある。

#### 4. 「清水町まちづくり基本条例」が目指していることは？

昭和41年11月に公布された「清水町民憲章」は町の理想となる姿を定めており、町民みんなが目指す、清水町のまちづくりの目標を表したもの。

また、町の総合的な計画策定についても、町民が大きく関わり実施してきました。そのために町が持っている情報を公表し、町民がまちづくりに参加しやすい雰囲気や仕組みを作り、町民を巻き込んだ総合計画の実践をしていかなければなりません。

#### 清水町民憲章

昭和41年11月1日公布

- 1 わたくしたちは、日高の山なみが連なり、十勝川の流れがよく野をうるおすところ、酪農と農産工業の町、その名も清い清水の町民です。
- 2 わたくしたちは、父祖の偉業と、強くたくましい開拓者精神をうけつぎ、ゆたかで明るい町をつくるために、この憲章をさだめます。
  - 1章 元気ではたらき、あかるく、楽しい家庭をつくりましょう。
  - 2章 たがいにいたわりあい、きまりや、公衆道徳をよく守り、住みよい町にしましよう。
  - 3章 自然を愛し、文化をそだて、ゆたかな町をつくりましょう。
  - 4章 未来をつくる子どものしあわせな町にしましよう。

## 5. なぜ情報公表が必要なのか？

条例第1条では、「町民誰もが参加する協働のまちづくり」のため、「情報の共有」が大前提。

条例第3条では、「町民はまちづくりの主役であり、町政に関する情報を知り権利を持っており、さまざまなまちづくりに参加する権利を持っています。」

条例第8条では、「町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。」、第2項「町は、町政にかかわる情報を町民にわかりやすく速やかに提供しなければなりません。」

「まちづくりの主役は町民であり、町政に関する情報を得て、町民自ら考え行動して参加する。」ためには、情報の公表が必要。

## 6. なぜ町民参加が必要なのか？

条例の前文→「まちづくりの主役は町民」

町民憲章に掲げられている理想のまちをつくるため「町民誰もが参加する協働のまちづくり」の実現

町民が住みやすいまちを作るためには、主体者の意見が反映されなければならない。これまで、行政はまちづくりの多くを担うことが町民の幸せにつながるとの意識があったが、量から質への変遷の中で、主体者がまちづくり参加することが、住みやすい地域を実現するため一番有効であると考えられた。

## 7. 特に町民から不満・不備を指摘されていないのに、なぜ町民参加が必要か？

平成13年頃からニセコ町を筆頭に、このような条例が作られるようになったが、その頃から地方分権ということが強く言われるようになった。特に財政面の観点から、地方に分権という名で押し付けようという国の動きがあった。

しかし、ほとんどの自治体が財政的に非常に苦しい状況であり、分権というものを受け入れる場合に、結局は財政的な部分も含めてまちづくりに住民参加をしてもらわないと、これから自治体運営はやっていけない。住民も主体的に地域づくりに参加してもらわない限り、自治体は成り立たない。という状況が生まれてきたところから、このような条例を作って住民も参加してもらおうという考えが強くなってきた。

そこで、全国各地でこの種の条例が作られるようになった。ある意味では清水町もその例外ではなく、清水町も財政難で、いかに住民参加をしてもらうかというところから、この条例を作ろうという機運が高まったのだと思われる。検討委員会の中で何人かの町民委員の方から、行政ができなくなったから住民に押し付けるのではないかという意見も出たそうです。

（以上は北海道東海大学馬淵教授が平成17年2月に行った職員研修での講演内容を引用させていただいた。）

# 清水町まちづくり基本条例

(平成 17 年 9 月 8 日条例第 26 号)

町民憲章（昭和 41 年 11 月制定）は、町民自らが策定したみんなの誓いであり、その理想は、今日でも私たちの願いです。

先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安全で安心して暮らせる地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。

これから時代は、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、町民、議会、行政が立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。このような考えに基づき、私たち自身が一步ずつ成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を制定します。

## （条例の目的）

**第1条** この条例は、町民、議会、行政が、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的とします。

## （用語の定義）

**第2条** この条例において使われる用語は、次のように定義します。

- (1) 町民 「町民」とは、町内に住み、働き、学ぶ全ての人のことをいいます。
- (2) 町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案などに町民の意思が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動をいいます。
- (3) 協働 「協働」とは、町民、議会、行政が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

## （町民参加の原則）

**第3条** 町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知る権利を持っており、町の計画や政策立案などのさまざまなまちづくりに参加する権利を持っています。

2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利を持っており、社会的又は経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより差別されません。

3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。

4 満 20 歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。

## （町民参加の保障）

**第4条** 町は、まちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公表、案の決定に至るまでの手続、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。

## （町民の責務）

**第5条** 町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参加し、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。

## （議会の責務）

**第6条** 議会は、行政が公正かつ計画的に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、この条例の理念の実現に努めます。

2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

3 議員は、町民を代表して、町民の意思が行政に反映されるよう努めます。

(行政の責務)

第7条 町長は、町の代表者として積極的に、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。

2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

3 町は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し、支援します。

4 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進を図ります。

(情報の共有と提供)

第8条 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。

2 町は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利や利益などが損なわれることがないよう、個人情報を保護します。

(委員の公募)

第10条 町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 前項の委員を選出するときには、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や年齢等に配慮した人材の登用に努めなければなりません。

(説明責任)

第11条 町は、まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。

2 町は、町民からの意見や要望に対して、速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。

(町民意見提出制度)

第12条 町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。

2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について、速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

(住民投票)

第13条 町民は、政策の決定や変更について重要と認めることからについて、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、その代表から町長に対して住民投票を請求することができます。

2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることからについて、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。

3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることからについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て条例を定めることにより、住民投票を実施することができます。

4 住民投票の実施に必要な手続等は、前項の条例において定めます。

5 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(条例の位置付け)

**第14条** この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。

(審査会の設置)

**第15条** 町は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するために清水町まちづくり基本条例審査会を設置します。

(条例の見直し)

**第16条** 町は、施行後、3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためにふさわしいかを見直します。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(以下省略)

**清水町まちづくり基本条例施行規則**

平成18年3月1日規則第5号

改正：平成22年3月24日規則第9号

(趣旨)

**第1条** この規則は、清水町まちづくり基本条例（平成17年清水町条例第26号。以下「基本条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めます。

(まちづくりの基本となる政策等)

**第2条** 基本条例において、まちづくりの基本となる計画、条例及び重要な政策（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとします。

- (1) 清水町総合計画の基本構想及び基本計画
- (2) 町の各行政分野の施策の基本事項を定める計画
- (3) 町政の基本事項を定めることを内容とする条例
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に町民参加を必要とする事項

(町民参加の方法)

**第3条** 町は、政策等のうち別表1に該当するものを実施しようとするときは、意思決定までの過程を示し、町民参加を行います。

2 軽易なもの、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、町民参加を行わないことができます。この場合において、町民からその理由を求められたときは、その理由を当該町民に説明します。

3 町民参加を必要とする政策等のうち、特に重要と認められるものについては、別表2に掲げる考慮すべき事項に留意し、町民参加の方法を複数組み合わせて行うよう配慮します。

4 町民参加の対象となる政策等によって、重大な影響を受ける者がいることが明らかなときは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法を行うよう配慮します。

(町の執行機関)

**第4条** 基本条例第7条第4項に規定する町の執行機関とは、町長部局のほか教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をい

います。

(町民参加に必要な情報の公表)

**第5条** 町は、基本条例の主旨に基づき、町民の求めによる情報公開に留まらず、町が保有する情報を積極的に公表し、次に掲げる項目については、必ず公表します。

- (1) 第2条各号に掲げる政策等
- (2) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される新規事業に関する内容及び予算
- (3) 審議会、委員会等の開催日程、開催場所、諮問内容及び答申内容
- (4) 審議会、委員会等の要約した会議記録
- (5) 予算書、決算書及び財政に関する計画
- (6) 統計資料
- (7) 前各号のほかまちづくりに関する重要な事項

(公表の方法及び情報の適正管理)

**第6条** 情報の公表は、情報の種類、内容、量などを勘案し、次に掲げる方法のいずれかにより行います。

- (1) 町の広報紙への掲載
- (2) 情報を作成した担当部局等、まちづくり情報コーナー及び清水町図書館での閲覧
- (3) 町のホームページへの掲載
- (4) 報道機関への情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適当と認める方法

2 町は、前項各号に掲げる方法のほか、必要に応じて町民に直接説明する機会を設けます。

3 町は、最新の情報を公表していくため、当該情報の発生の都度、正確かつ最新のものに保つよう努めます。

(委員の公募)

**第7条** 基本条例第10条第1項に規定する町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれらに類する組織（以下「審議会等」という。）の委員の公募に当たっては、次の事項を公表し、公募します。

- (1) 募集の目的
- (2) 対象者又は応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 謝礼又は報酬の有無
- (6) 開催回数及び会議開催時間の予定
- (7) 問い合わせ先

(委員の公募を行わない審議会等)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する審議会等の委員の公募は、行わないものとします。

- (1) 法令等で委員の資格要件が定められているもの
- (2) 特定の個人及び団体等に係る審査並びに行政処分等に関するもの
- (3) 高度な専門的知識が要求されるもの
- (4) その他委員の公募になじまないもの

(委員の選出)

**第9条** 公募による審議会等の委員は、次に掲げる各号により選出します。

- (1) 可能な限り他の審議会等委員との重複を避け、各界各層からの幅広い人材の登用に努めること。

- (2) 公募委員の応募動機が審議会等の設置目的にふさわしいもの
- (3) 審議会等の開催日程に参加できる者  
(町民意見提出制度)

**第 10 条** 基本条例第 12 条に規定する町民意見提出制度（以下「制度」という。）とは、政策等を立案する過程において、その政策等の案及びその他必要な事項を公表し、これに対し町民からの意見並びに提言（以下「意見等」という。）を公募し、当該意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公開する一連の手続をいいます。

（制度の対象）

**第 11 条** 制度の対象となる事項は、次に掲げるとおりとします。ただし、迅速性、緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続の対象としません。

- (1) 第 2 条に規定する政策等
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃  
(制度における案の公表)

**第 12 条** 前条により示された制度の対象となる事項を公表するときは、当該対象となる事項を立案する趣旨、目的及び背景等必要な資料（以下「参考資料」という。）を公表します。

（制度における意見等の募集）

**第 13 条** 町は、意見等の募集に関して次に掲げる事項を定め、公表します。

- (1) 政策等の案及び参考資料の入手方法
- (2) 意見等の募集期間、提出方法及び提出先
- (3) 前各号に掲げるもののほか、意見等の募集に必要な事項  
(制度における意見等の募集期間、提出方法及び明示)

**第 14 条** 意見等を募集する期間は、原則として 1 月以上の期間を設けることとします。ただし、やむを得ない理由により 1 月以上の期間を設けることができないときは、当該期間を短縮することができます。

- 2 意見等の提出方法は、原則として書面とし、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかによることとします。また、町が必要と認める場合は、これらの方に加えて他の方法を認めることができます。
- 3 意見等を提出しようとする場合は、住所、氏名又は団体名、電話番号を明示しなければなりません。
- 4 町は、意見等を提出した個人の氏名又は団体の名称その他属性に関する情報の公表の有無については、意見等を募集する際にあらかじめ明示します。  
(意見等の取扱い)

**第 15 条** 町は、提出された意見等を総合的かつ多面的に検討し、政策等について最終的な意思決定を行います。

2 町は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。ただし、清水町情報公開条例（平成 12 年清水町条例第 2 号）第 9 条に該当するときは、公表しないことができます。

- (1) 提出された意見等の概要
  - (2) 提出された意見等の検討経過及び検討結果並びにその理由
  - (3) 決定した政策等の内容
- 3 町は、意見等の公表について、次のとおり取り扱います。

- (1) 政策等の是非のみの意見等については、公表しないことができます。
- (2) 類似した意見等については、まとめて公表することができます。

(住民投票)

**第16条** 基本条例第13条第1項の住民投票を行うことを請求しようとする代表者は、住民投票請求書（様式第1号）に住民投票条例案を添え、町長に対し、住民投票請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）により住民投票請求代表者証明書（様式第3号）の交付を申請しなければなりません。

2 前項の請求に関しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項、第92条及び第94条から第98条の2までの規定によるものとします。

3 住民投票に係る署名簿その他の様式は、別に定めます。

(清水町まちづくり基本条例審査会)

**第17条** 基本条例第15条の規定により設置する清水町まちづくり基本条例審査会（以下「審査会」という。）は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

- (1) 地方自治に識見を有する者
- (2) 町内において活動する団体が推薦する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が指名する者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 審査会は、必要に応じ町民、専門家及び町職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料を求めるることができます。

(所掌事項)

**第18条** 審査会は、町長の諮問に応じ、次の各号について審査し、町長に答申するものとします。

- (1) 基本条例第10条に規定する委員の公募、第12条に規定する町民意見提出制度及び第13条に規定する住民投票の実施状況に関すること。
- (2) 第5条及び第6条に規定する町民参加に必要な情報の公表の実施状況に関すること。
- (3) 基本条例の見直しに関すること。

(委員長及び副委員長)

**第19条** 審査会に委員長及び副委員長を置きます。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めます。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理します。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

**第20条** 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となります。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによります。

(庶務)

**第21条** 審査会の庶務は、企画課において処理します。

(委任)

**第22条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日規則第 9 号）  
 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

	市民参加を実施するもの	市民参加を義務付けないもの
1	条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加の手続を行うことが困難又は不適当であるものとして右欄に定めるものを除く。 (1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、町税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定 (2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定 (4) 公の施設の利用方法について定める規定 (5) 町政に関する情報公開及び説明責任を求める権利について定める規定	(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合 (2) 市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合 (3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合
2	町の計画（人事、財政及び町の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、変更（右欄に定める軽微なもの）を除く。）又は廃止に係るもの	その策定期からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないもの
3	公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして右欄に定めるものを除く。	町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であって、特別の事情が認められないとき。
4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃に係るもの	
5	町の区域に適用される規制（町の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、町の権限により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。	
6	その他市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動に係るもの	

備考 1 の項第 1 号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

別表2（第3条関係）

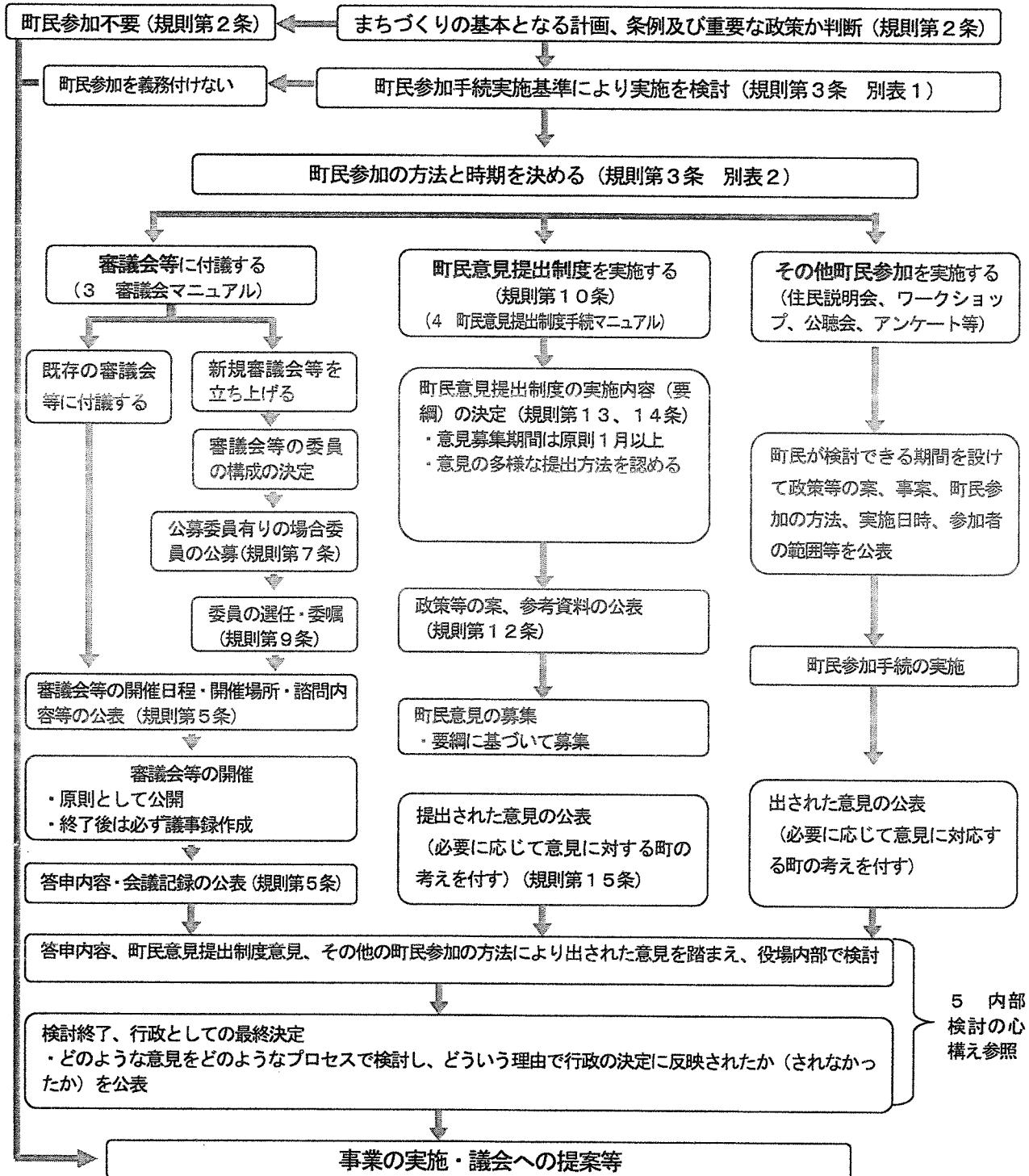
町民参加の方法	考慮すべき事項
審議会等	<p>(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の町民の合議による検討の結果を聴いた上で政策等の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とします。</p> <p>ア その政策等の処理方針を決定する上で、専門的立場からの識見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>イ その政策等の処理方針の決定内容について、その中立性及び客觀性が特に強く求められるとき。</p> <p>ウ その政策等の対象となる事項について、町民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、広い範囲の町民に影響が及ぶ事項について審議会等に付議する場合には、その審議会等への付議のほか、町民意見提出制度により町民の意見等を聞くこととします。</p>
町民意見提出制度	<p>(1) 町民参加を必要とする政策等については、他の方法による町民参加を行う場合を除き、町民意見提出制度により町民の意見等を聴きます。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、広い範囲の町民に影響が及ぶ事項について複数の方法で町民参加の手続を行うときは、その中に町民意見提出制度の実施を含めることを原則とします。</p>
その他の町民参加の方法	<p>(1) 住民説明会、ふれあいトーク、アンケート調査などにより町民参加を行うときは、対象の政策等、事案、実施日時及び場所、参加できる者の範囲など必要事項について、町民が検討する期間を設けて公表します。</p> <p>(2) 次の事項に該当する場合は、公聴会の開催を検討します。</p> <p>ア 政策等の処理方針の原案に対して、反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合</p> <p>イ 政策等の案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聞く必要があると認められる場合</p> <p>ウ 対象となる事項について町民の関心が高いなどにより、意見を聞く過程を広く町民に周知する必要があると認められる場合</p> <p>(3) 極めて早い時期から町民参加の手続を行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど町民同士や町職員が自由な議論を行うことを通じて合意形成を図るような方法を検討します。</p>

## II 町民意見提出制度関係資料（職員マニュアル抜粋）

### 1. 町民参加の流れ

#### 1-1 町民参加の全体的な流れ

「町民参加」とは、行政上の決定に町民の意見を活かす目的で、その企画立案段階において、事前に期日や方法などを定めて、町民意見を聞くことをいい、具体的な方法は多様。ここでは、代表例として、審議会等、町民意見提出制度、その他の町民参加の進め方をフローチャートで示した。



1-2 町民参加実施基準（規則第3条 別表1）

	町民参加を実施するもの	町民参加を義務付けないもの
1	<p>条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に町民参加の手続を行うことが困難又は不適当であるものとして右欄に定めるものを除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、町税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から町民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 町政に関する情報公開及び説明責任を求める権利について定める規定</p>	<p>(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(2) 町民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合</p>
2	町の計画（人事、財政及び町の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、変更（右欄に定める軽微なものと除く。）又は廃止に係るもの。	その策定期からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないもの
3	公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に町民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして右欄に定めるものを除く。	町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であって、特別の事情が認められないとき
4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃に係るもの。	
5	町の区域に適用される規制（町の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、町の権限により行う意見の表明。ただし、町民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。	
6	その他町民の関心が高いこと、生活に大きな影響があること等の事情により町民参加手続を行う必要があると認められる行政活動に係るもの。	

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

\*上記の具体例は別紙のとおり(P4参照)

\*隨時必要に応じて、規則の適用除外条項に該当すると思われるものは、企画課に相談すること。

\*緊急に決定する必要があるときは、事後に決定の内容・理由等を公表して町民参加手続をパスすることができる。この場合は、その事案の処理の決定書に、町民参加手続を行うことができなかつた理由を明記する。（規則第3条第2項）

### 1－3 町民参加の方法と時期及び留意事項

- ・町民参加の方法と時期は、所管課が次の要件を踏まえて判断する。
- ・特に重要な案件や検討に時間を要するような場合は、実質的な検討に着手する前に、一連の検討スケジュールと町民参加手続の方法・時期についての決定をすること。

1 全般的な事項	(1) 特に重要な案件は、複数の町民参加の方法を組み合わせて行うよう配慮する。 (規則第3条第3項) (2) その案件から重大な影響を受ける者がいるときは、直接意見聴取等する場合を除き、その者が意見をできる方法の町民参加の方法に配慮する。 (規則第3条第4項)
2 町民参加手続の内容に関するガイドライン  (規則第3条第3項 別表2)	(1) 審議会等 ・専門的な判断、特に強い中立性又は利害関係者同士の調整が求められ、かつ、委員による検討結果を聞くことが必要なときは、審議会等にかけるのが原則 ・広い範囲の町民に影響が及ぶ案件について審議会にかける場合は、委員公募制とするか、町民意見提出制度を併用するのが原則。 (2) 町民意見提出制度 ・他の町民参加手続を行うとき以外は、町民意見提出制度を行う。 ・複数の町民参加手続を行うときは、その中に町民意見提出制度を含める。 (3) ワークショップなど協働型の町民参加の方法 ・検討の早い時期から町民参加を行う場合には、ワークショップなど協働型の町民参加手続を行うことを検討する。
3 町民参加手続の時期に関するガイドライン	町民参加を検討のどの時期に行うかは、事業等の性格を総合的に検討して決定する。その場合、行政の決定に活かせるようなタイミング、つまり方針が確定し、反対意見などあってもそれを考慮する余地がないような状況になる前の段階で町民参加手続をすることが最低条件となる。
4 町民参加の時期を考える上での心構え	(1) 政策等の意図や背景が広く理解されているか。 (2) 検討に必要な情報をどれだけ正確に提供できるか。 (3) その政策等に町民の積極的な支持がどの程度必要か。 (4) 町民の個人的な価値観と公益をどのように調和させが必要か。

## 1 町民参加を行う具体的事例（規則第3条 別表1及び別表2）

2 町民参加を義務付けない具体的事例（規則第3条 別表1及び別表2）

項目	具 体 例	決定書等に記載される町民参加を義務付けない理由
1 条例、規則等の規定のうちに掲げる規定の制定又は改廃		
(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合	町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	法律及び政令改正に伴う条例改正のためで、改正基準により改正をしているため 公職選挙法の改正に伴う条例改正のため
(2) 町民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合	老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	国医療保険制度や北海道医療給付事業の見直しに伴い、制度の安定的な運営を図るため
(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合	清水町議会委員会条例の一部を改正する条例 清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（文言修正）	○○による文言修正のため、内容に実質的な変更がないため
2 町の計画の策定、変更又は廃止に係るものうち、その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、規定の内容の主要な部分の変更を行わないもの	総合計画実施計画のローリング内容 行財政健全化実行プランの見直し	基本構想、基本計画に沿った事業を実施するための見直しのため 策定後の状況の変化によるものため
3 公の施設の設計の概要の決定のうち、町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であつて、特別の事情が認められないとき	公営住宅建替に係る設計 上水道老朽管管路更新に係る設計 御影南3線道路改良舗装工事等に係る設計	設計に住民の意見を反映させる必要性が低いため。 (公営住宅であれば、地域住宅計画で住民参加、道路等は法令に基づいた基準)

3 町民参加の必要なないもの（規則第2条に該当しないもの）

項目	具 体 例	決定書等に記載される町民参加を行わない理由
条例等  (第1号、第2号に該当せず、なおかつ第3号、第4号に該当せず)	清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 清水町課設置条例の一部を改正する条例 清水町御影支所設置条例の一部を改正する条例 実費弁償支給に関する条例の一部を改正する条例 清水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	町政の基本事項を定める条例ではなく、特に町民参加を必要とする事項と考えられないため (第3号、第4号に該当しないため)
計画等  (第1号と第3号に該当せず、なおかつ第2号、第4号に該当しない)	役場職員に対する人事、研修計画等	町の施策の基本事項を定める計画ではなく、特に町民参加を必要とする事項とは考えられないため (第2号、第4号に該当しない)
行政活動  (第1号～第3号に該当せず、なおかつ第4号に該当しない)	職員間のプロジェクト会議（電子商店街支援プロジェクト等）	特に町民参加を必要とする事項とは考えられないため (第4号に該当しない)

## 4. 町民意見提出制度手続きマニュアル

### 4-1 実施の公表

#### (1) 実施要領の決定

次の事項について決定する。⇒町民意見提出制度実施要領（例）

事項	摘要
1 対象とする案件の内容	
2 周知方法 (規則第6条)	①町の広報誌への掲載②情報を作成した担当部局等、まちづくり情報コーナー及び清水町図書館での閲覧③町のホームページへの掲載④まちの掲示板 (できるだけ) ・新聞等への情報提供、案件に関連する施設等への掲示
3 意見提出方法 (規則第14条第2項)	記録として残せる範囲であれば、できるだけ多様な方法を認め る。原則として書面とし、持参、郵送、ファクシミリ・Eメール。 録音テープはOK、口頭・電話はNG
4 意見募集期間 (規則第14条第1項)	原則として1ヶ月以上 1ヶ月未満とせざるを得ないときは、その理由も公表する
5 意見提出者の範囲	年齢、居住地等に制限を設けるときは、その理由も公表する
6 意見検討結果の公表予定時期	執行機関内部における決定後すみやかに公表するタイミングと する。
7 町の原案及び関連事項	4-2を参照のこと
8 その他必要な事項	4-2を参照のこと

#### (2) 実施要領の公表

上記により決定した事項を公表する。（別紙参照）⇒2情報公開マニュアルへ

### 4-2 町の原案等の作成方法

#### (1) 主な記載事項

##### ○町の原案及び関連事項

- ・その案件の決定内容（案）の骨子
- ・案を策定した趣旨、目的、理由
- ・その行政活動の根拠となる法令の規定
- ・案により処理したときに生じる可能性のある町民生活への影響
- ・他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報

##### ○その他必要な事項

- ・その案件についての検討経過、町民意見提出後の処理内容
- ・その案件について行う他の町民参加手続の内容

## (2) 主な留意事項

- ・記載内容は、端的かつ明瞭な表現となるよう配慮する。行政用語を使わざるを得ない場合は、適切な解説などをつけるようにする。
- ・町民意見提出制度活用後の大幅な原案変更（町民意見提出制度によるもの以外）は、町民意見提出制度の意義を損なうものであることに注意。従って公表する原案はかなり完成度を高める必要がある。逆に、町民意見提出制度を活用し示した原案が今後相当変わる特別な要素があるような場合は、その旨を実施要領に明記すること。そのことを明記しなかった場合において、予期せぬ事情などで原案を大幅に変更せざるを得ないようなときは、再度町民意見提出制度を用いることを原則とする。

### 4-3 町民意見提出制度準備、意見募集、その後のスケジュール

①年度当初に年間スケジュールを広報に掲載（締切り 1月下旬、広報掲載 3月 15 日号）

②担当課で計画案、条例案等検討、作成

③条例の場合法規審査委員会

④意見提出制度実施要領作成

⑤20日までに意見提出制度で意見募集する内容を広報係へ提出  
(広報広聴係、政策企画係へ内容を連絡)

⑥ホームページ、掲示板、マスコミ等可能な限りの手段  
で意見募集を住民に周知

⑦15日広報配布、住民周知

⑧周知期間（原則として1月以上）

⑨出された意見等について検討

⑩検討結果の公表（募集期間終了後1月以内）

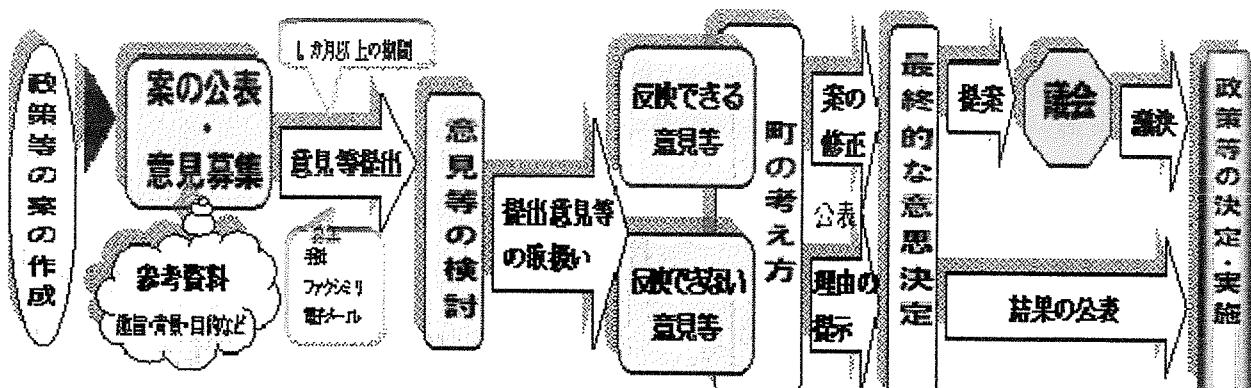
2週間程度

意見募集終了までに約2ヶ月間

2週間程度

1月以上

1月以内



#### 4-4 町民意見提出制度実施要領の作成（例）

### （仮称）清水町寄附条例に係る町民意見提出制度実施要領

#### 1 対象案件

あらかじめ町が示した実施したい複数の政策等（以下「政策メニュー」という。）に対して、町民及び出身者など本町にゆかりのある方、政策メニューに賛同する方が、寄附により清水町のまちづくりに参加し、町は、寄附金を基金により管理運営し、その財源を活用して事業を実施し、個性豊かで活力あるまちづくりを実現する（仮称）清水町寄附条例について意見を募集する。

#### 2 周知方法

- ①まちづくり情報コーナー ②企画課企画係窓口 ③ホームページ ④文化センター
- ⑤図書館 ⑥御影支所 ⑦掲示板（概要） ⑧広報しみず

#### 3 意見の提出方法及び提出先

氏名又は団体名、住所（又は所在地）、電話番号、年齢を記載し、文書、ファックス、電子メールのいずれかの方法により企画課企画係または御影支所に提出する。

住所、氏名（または団体名）、電話番号（または連絡先電話番号）が記載されていない意見については無効としますので、記載漏れに注意願います。

#### 4 意見募集期間

平成23年5月15日（金）から平成23年6月16日（月）まで

#### 5 意見提出者の範囲

満18歳以上の方。居住地の制限はなし。

#### 6 提出された意見の取り扱い

- (1) 提出された意見を総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。
- (2) 意思決定を行ったときには、速やかに次の事項を公表します。
  - ①提出された意見（または概要）
  - ②提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由
  - ③決定した条例案の内容
- (3) 意見の公表について、次のとおり取り扱う。
  - ①（仮称）清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しないことができる。
  - ②類似した意見については、まとめて公表することができる。

#### 7 意見及び検討結果の公表

- (1) 意見及び検討結果、条例の名称について、平成23年8月15日（金）までに、町ホームページ、広報しみずなどで公表する。
- (2) 提出のあった意見とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はしない。意見については、提出された方の住所、氏名等の個人情報は公表しない。

#### 8 町の（仮称）清水町寄附条例原案及び関連事項

- (1) この条例が必要な理由

清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募り、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、個性豊かな活力あるまちづくりを実現する。

(2) (仮称) 清水町寄附条例原案の概要

①名称

条例にふさわしい名称を併せて公募する。「清水町寄附条例」を仮称として意見募集を行う。

②寄附金の額

1口5千円とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

③寄附金の使途の指定等

条例第2条に①第九のまちづくり事業②地球環境・景観の保全事業③花で彩るまちづくり事業④次代を担う子どもたちの健全育成事業の4事業を政策メニューとして提示し、寄附者があらかじめ指定することができる。

④寄附金の管理

寄附者から收受した寄附金を基金に積み立て適正に管理運営する。

⑤基金の処分

条例第2条各号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限って、基金の処分をすることができる。処分を行う際には「使途選定委員会」を設置し、意見を徴したうえで町長が決定する。

⑥運営状況の公表

收受した寄附金の状況、基金の運用状況及び処分の状況について、年度ごとに広報紙及び町ホームページ等で公表する。

(3) 道内の町村の状況

北海道内では、平成16年9月にニセコ町が「ふるさとづくり寄附条例」を制定し、その後現在まで15自治体ほどが、寄附条例を制定している。

(仮称) 清水町寄附条例原案内容の②から⑥までは他市町（ニセコ町、新得町など）の寄附条例と同様の規定である。⑤基金の処分の際の「使途選定委員会」については「夕張市まちづくり寄付条例」に同様に規定がある。

## 9 その他関連事項

この条例案は、今回の町民意見提出制度を用いて寄せられた意見を参考にして検討し、本年9月の定期町議会に提案する予定です。

(5) 意見提出用紙ひな型

**「〇〇〇」に対する意見提出用紙**

※住 所				
※氏 名 (団体名)		※年齢		※電話番号 (連絡先)
<意見記入欄>				

注 上記のうち「※印の箇所」は必ず記入願います。

意見提出の様式は自由としていますので、この様式の他、任意のもので提出されても結構です。

#### 4-5 町民意見提出制度ホームページ掲載ひな型

##### (1) テーマの周知・実施結果のひな型

###### 【実施内容】

(町民意見提出制度実施テーマ)	
案件の内容（概要）	
意見等を募集する期間	
対象事業の案や参考資料（立案の趣旨・目的・背景等）を閲覧若しくは入手できる場所	
意見等を提出できる方	
意見等の提出方法	
意見等の提出先	
用紙のダウンロード	
検討結果の公表予定時期	
意見等の取り扱い	
担当課・係（電話）	

###### 【実施結果】

(町民意見提出制度実施テーマ)	
提出された意見等の数	
提出された意見等の概要	
提出された意見等の検討結果（検討経過・理由）	
決定した内容	

##### (2) テーマの周知・実施結果の記載例

###### 【実施内容】

(仮称) 清水町寄附条例（案）について	
町民意見提出制度の対象の条例案の内容（概要）	清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募ることで、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、寄附者の意向を反映した事業を推進し、個性豊かな活力あるまちづくりを実現するため、(仮称) 清水町寄附条例を制定したいと考えています。 ・政策メニュー ①第九のまちづくり事業 ②地球環境・景観の保全事業 ③花で彩るまちづくり事業 ④次代を担う子どもたちの健全育成事業 の4事業を提示し、寄附者はあらかじめ事業を指定して寄附をします。
意見等を募集する期間	平成23年5月15日（木）～平成23年6月16日（月）
寄附条例（案）や参考資料（立案の趣旨・目的・背景等）を閲覧若しくは入手できる場所	次の5箇所で意見提出用紙及び資料（パンフレット）を備え付けています。 ①役場1階まちづくり情報コーナー②役場2階企画課企画係③文化センター④清水町図書館⑤御影支所 ※広報しみず5月号、まちづくり情報掲示板に概要を掲載しています。

意見等を提出できる方	満18歳以上の方とします。居住地に制限はありません。
意見等の提出方法	<p>ご意見は氏名又は団体名、住所、電話番号、年齢を記載し、次の方法で提出してください。(意見提出用紙を用意していますが、記載事項を記入いただければ任意の用紙でも可能です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 役場企画課企画係に郵送(封書、はがき等)</li> <li>② ファックス(0156-62-5116)</li> <li>③ 電子メール(iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp)</li> <li>④ 役場企画課企画係又は御影支所に提出</li> </ul>
意見等の提出先	<p>清水町役場2階 企画課企画係(電話62-2111)  〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地  御影支所(電話63-2111)  〒089-0371 清水町御影東1条5丁目1番地1</p>
用紙のダウンロード	(Word) (pdf)
検討結果の公表予定期	<p>平成23年8月15日までに町ホームページ、広報しみず等により公表します。</p> <p>※提出された方の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。</p>
提出された意見の取り扱い	<p>提出のあった意見の概要とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はいたしません。</p> <p>《説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町は、提出された意見について総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。</li> <li>(2) 町は上記の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出された意見(または概要)</li> <li>②提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由</li> <li>③決定した条例案の内容</li> </ul> </li> <li>(3) 町は、意見等の公表について、次のとおり取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①(仮称) 清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しないことができる。</li> <li>②類似した意見については、まとめて公表することができる。</li> </ul> </li> </ul>
担当課(電話)	企画課企画係(電話0156-62-2114)

### 【実施結果】

(仮称) 清水町寄附条例(案)について	
提出された意見等の数	6名 13件 10項目
提出された意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解し納得してもらえるためカタカナ言葉を避けるべき</li> <li>・1口5,000円の指定について</li> <li>・第4条の「町長が認める場合」とは</li> <li>・基金の管理(運用)について</li> <li>・基金の収益処理は一般会計予算を経るべきか</li> <li>・第7条の条文の文言の一部削除について</li> <li>・基金の繰替運用の規定を削除すべき</li> <li>・寄附金の使途指定にアイスホッケーに関連した事業を加えるべき(同様の意見4件あり)</li> </ul>

提出された意見等の検討結果 (検討経過・理由)	7月3日開催の庁議にて審議し、条例名称及びご意見に対する町の考え方について決定。「意見等の概要及び意見等に対する町の考え方」を参照ください。
決定した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の名称 「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」</li> <li>・原案を一部修正し、条例案を9月清水町議会定例会に提案します。 ※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（案）</li> <li>※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則（案）</li> <li>※寄附金の使途指定事業（政策メニュー）の事業例</li> </ul>

### （3）意見等の概要・検討結果のひな型

#### 「〇〇」について提出された意見に対する考え方

- 1 意見募集期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日  
 2 提出された意見の数 △件▲項目

#### 【意見等の概要及び意見等に対する町の考え方】

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等の検討結果
1		提出された意見等に対する町の考え方（検討経過・検討結果とその理由）
2		
3		
4		
5		

#### 【決定した内容】

※ 実施結果について、広報しみずに掲載するほか、ホームページ、まちづくり情報コーナーにおいて公表する。意見提出用紙を配布していた場所においても、印刷物を置き公表する。

(4) 意見等の概要・検討結果の記載例（ホームページ・まちづくり情報コーナー用）

「(仮称) 清水町寄附条例（案）」について提出された意見に対する考え方

1 意見募集期間 平成20年5月15日～平成20年6月16日

2 提出された意見の件数 6名 13件 10項目

【意見等の概要及び意見等に対する町の考え方】

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等の検討結果
1	皆さんに理解してもらい、納得して寄附していただくため、カタカナ言葉は極力さるべき。	ご意見のとおり、寄附を希望する方のご理解のうえ、寄附していただきたいと考えていますので、わかりやすい表記に努めます。
2	条例施行規則第4条（寄附金の額）について 1口5000円が多いのではないか。 1口3000円くらいが適当と思われる。	寄附は自主性と自発性が尊重されるべきでありますので、この条例により町政に関して多くの方に関心をもってもらい、寄附という行動によりまちづくりに参画する意義について理解していただくことが重要と考えます。 一方、財源の確保という目的もあり、一定程度の金額の目安を設定いたしました。ただし、ご意見のとおり寄附は善意によるものですので、5千円以下の金額についても「町長が認める場合」として受け付けさせていただく考えです。
3	この寄附条例は、ふるさと納税制度との関わりはあるのですか？	「ふるさと納税制度」は平成20年4月の地方税法改正により、今年度から導入されたものです。 寄附金控除はこれまでもありましたが、5千円を超える寄附から控除が適用され、次年度の住民税などから控除されるようになりました。 寄附条例に寄らない寄附についても、控除は同様に受けることができますが、町として積極的に寄付者の政策への参加と財源の確保を図るために寄附条例を制定したいと考えています。
4	第5条（基金の管理）について 基金は他の財源とは独立し、且、元本を確実に保全することが重要。「有利な方法により」とあるのは無用なリスクを招くこととなる。不十分な知識で「有利な方法」を選ぶことは基金運用の失敗につながる。	基金の管理は、歳計現金と区分したうえで、地方自治法第241条第7項により基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続き、歳計現金の出納若しくは保管の例により行います。 また、同法第241条第2項の「基金は条例で定める目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」との規定に基づき、基金の処分までの期間や利息を勘案し金融機関への預金や国債証券等の買入れにより、運用することが規定されています。この基金についても、他の財源と明確に区分し、リスクの伴わない有利な方法により管理します。
	中略	中略
12	第2条（寄附金の使途指定等）について 経済が縮小期に入り、財政難であるほど遣り	主にアイスアリーナにおいて活動されているアイスホッケーは本町の歴史やまちづくりの特性のひと

	<p>甲斐もあるので、官民共同の施策の窓口を開く意味において「アイスアリーナ振興事業」を追加すべき。</p>	<p>つとなっていることから、ご意見を踏まえ「アイスホッケーのまちづくり事業」を加えることとします。基金による事業例については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、小中学生、高校生、一般のチームの育成強化</li> <li>・各種大会の開催及び出場への支援などが想定されます。</li> </ul>
13	<p>第2条（寄附金の使途指定等）について アイスアリーナは清水町の財産であるとともに十勝のスポーツ施設として大事に活用すべき。町の財政運営が厳しいおり、官民共同の施策に取り組むため「アイスホッケーのまちづくり事業」を追加されたい。</p>	<p>清水町におけるアイスホッケーの歴史、現在の活動が本町のまちづくりの特性のひとつとなっていることから、ご意見のとおり「アイスホッケーのまちづくり事業」を加えることとします。基金による事業例については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、小中学生、高校生、一般のチームの育成強化</li> <li>・各種大会の開催及び出場への支援などが想定されます。</li> </ul>

#### 4 決定した内容

条例の名称を「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」とし、原案を一部修正し条例案を9月定例会に提案します。

※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（案）

※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則（案）

※寄附金の使途指定事業（政策メニュー）の事業例

#### 4-6 町民意見提出制度掲示板掲示物の記載例

##### (1) 掲示板の周知

あなたの声を生かします

## 町民意見提出制度

### ○テーマ

- ・(仮称) 清水町寄附条例の制定について

### ○町の原案等

- ・町が示す政策メニューに賛同する方の寄附を募り、その財源を活用して、個性豊かで活力あるまちづくりを推進するための条例制定を考えています。  
\*町の原案は、役場1階まちづくり情報コーナー、役場2階企画課企画係、文化センター、図書館、御影支所、町ホームページでご覧いただけます。

### ○意見の提出方法など

- ・町の原案に対するご意見を郵便、ファックス、電子メールにより文書で提出してください。持参する場合は下記または御影支所へ。
- ・意見提出は平成23年6月16日(月)までとします。

### ○意見の検討方法

- ・全てのご意見は、町が検討した上で8月15日(金)までに公表します。  
\*提出された方の住所・氏名等個人情報の公表はいたしません。

#### 【意見提出・問合せ先】

089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場 企画課企画係

TEL: 0156-62-2114 FAX: 0156-62-5116

電子メール: iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp

掲示期限: 平成23年6月16日まで

(2) 町内配布用記載例

## (仮称)清水町寄附条例(案)について ご意見を募集しています

### 1 (仮称) 清水町寄附条例の制定の必要性

清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募ることで、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、寄付者の意向を反映した事業を推進し、個性豊かな活力あるまちづくりを実現するため、(仮称) 清水町寄附条例を制定したいと考えています。

### 2 (仮称) 清水町寄附条例の概要

(1) 名称 (仮称) 清水町寄附条例

(2) 寄附金の額

1口5千円とします。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。

(3) 寄附金の使途の指定等

条例第2条に①第九のまちづくり事業②地球環境・景観の保全事業③花で彩るまちづくり事業④次代を担う子どもたちの健全育成事業の4事業を政策メニューとして提示し、寄附者があらかじめ指定することができます。

(4) 寄附金の管理

寄附者から收受した寄附金を基金に積み立て適正に管理運営します。

(5) 基金の処分

条例第2条各号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限って、基金の処分をすることができ、処分を行う際には「使途選定委員会」を設置し、意見を徴したうえで町長が決定します。

「使途選定委員会」は5名の町民を委員とすることを予定しています。

(6) 運用状況の公表

收受した寄附金の状況、基金の運用状況及び処分の状況について、年度ごとに広報紙及び町ホームページ等で公表することとしています。

### 3 意見提出用紙の備え付け場所 (提出様式は自由ですが、下記に提出用紙を用意しています。)

①役場1階まちづくり情報コーナー②役場2階企画課企画係③文化センター④清水町図書館⑤御影支所⑥ホームページ

### 4 意見の提出方法及び提出先

(1) 氏名又は団体名、住所(又は所在地)、電話番号、年齢を記載し、文書又はファックスにより企画課企画係または御影支所に提出してください。

(2) 氏名又は団体名、住所(又は所在地)、電話番号、年齢を記載し、電子メールを「[iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp](mailto:iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp)」へ提出してください。

(3) 氏名又は団体名、住所（又は所在地）、電話番号、年齢が記載されていない意見については無効としますので記載漏れにご注意願います。

## 5 意見及び条例名称の募集期間

平成23年5月15日（木）から平成23年6月16日（月）までの期間

## 6 意見提出者の範囲

満18歳以上の方とします。居住地に制限はありません。

## 7 提出された意見の取り扱い

- (1) 提出のあった意見の概要とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はいたしません。
- (2) 町は、提出された意見について総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。
- (3) 町は上記の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。
  - ①提出された意見（または概要）
  - ②提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由
  - ③決定した条例案の内容
- (4)（仮称）清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しない場合があります。
- (5) 類似した意見については、まとめて公表する場合があります。
- (6) 意見を提出された方の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。

## 8 意見及び検討結果の公表

平成23年8月15日までに町ホームページ、広報しみずなどで公表します。

## 9 北海道内における寄附条例制定市町村

平成16年	ニセコ町
平成17年	松前町、長万部町、沼田町、本別町、羅臼町
平成18年	福島町、中頓別町
平成19年	夕張市、新得町、更別村
平成20年	小樽市、稚内市、根室市、訓子府町

各自治体の寄附条例等については、役場1階まちづくり情報コーナーで見ることができます。

## 10 その他関連事項

この条例案は、今回の町民意見提出制度を用いて寄せられた意見を参考にして検討し、本年9月の定例町議会に提案する予定です。

(3) 実施結果の公表（掲示板）

## 町民意見提出制度 の実施結果をお知らせします

- テーマ （仮称）清水町寄附条例の制定について
- 提出された意見の件数 6名 13件 10項目
- 提出された意見の概要と町の考え方（抜粋）

提出された意見の概要	意見に対する町の考え方
寄附金の使途指定にアイスホッケーに 関連した事業を加えるべき（複数の意 見あり）	本町のまちづくりの特性のひとつでありますので、第2条（寄附金の使途指定等）に「アイスホッケーによるまちづくり事業」を加えることとしました。
1口5,000円は多いのではないか 金額を指定するのはなぜか	寄附の自主性と自発性を尊重いたしま し、財源の確保という目的もあり、金 額の設定をする。ただし、5,000円以 下の場合であっても「町長が認める場 合」として受けさせていただきます。
第7条中「第1条に掲げる目的のため」に は不要ではないか	文脈として意味が変わらないと判断し、 削除することとしました。

### ○決定した内容

- ・町の原案を一部修正し、9月定例議会に提案します。
- 提出された意見と町の考え方の詳細及び条例案については、役場1階まちづくり情報コー  
ナー、下記の担当窓口、町ホームページでご覧になれます。

#### 【問合せ先】

089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地  
清水町役場 企画課企画係

TEL：0156-62-2111 FAX：0156-62-5116  
電子メール：[kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp)

掲示期限：平成23年9月30日まで

#### 4-7 町民意見提出制度についてのチェックシート

##### (1) 意見募集までの手順

<input checked="" type="checkbox"/>	実施内容等
<input type="checkbox"/>	条例の制定改廃の場合は、法規審査委員会により審議し、条例案を決定する。 ～意見募集期間を1ヶ月以上確保するため、意見募集終了の2ヶ月以上前が望ましい。
<input type="checkbox"/>	◇ 議会～実施内容について、情報提供（適宜）
<input type="checkbox"/>	「〇〇に係る町民意見提出制度実施要領」を作成する。～職員マニュアル「協働の基」4-1及び4-2を参考に作成する。（4-4参照）
<input type="checkbox"/>	使用料や手数料の徴収にかかる部分は、町民意見提出制度の対象としない。～別途「使用料審議会」で意見を聞くこととなる。条例の内容に手数料等が含まれている場合は、町民意見提出制度を実施する際に注記する。
<input type="checkbox"/>	「〇〇に係る町民意見提出制度実施要領」の決定書について、企画課広報広聴係・政策企画係の合議、その他資料等の配置場所の担当課の合議。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-5町民意見提出制度ホームページ掲載ひな型により、テーマの周知【実施内容】を作成し、「広報誌掲載依頼書」及び「ホームページ作成（発信）依頼書」に添付し、広報公聴係に提出する。（Wordで作成し、別途Eメール又はFDなど、データの提供をする） (毎月20日頃が翌月発行の広報及びお知らせ版の掲載依頼の締め切り) ※「ホームページ作成（発信）依頼書」は、SKYボードTOPページにある「ネットワーク利用上の注意事項」→「コンピュータネットワーク利用規定」に掲載されている。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6町民意見提出制度掲示板掲示物の記載例（1）テーマの周知等を参考に、掲示板用の実施結果を作成し、企画課政策企画係に提出（データで提出）
<input type="checkbox"/>	対象事業等の案、意見の提出用紙、参考資料等を役場1階「まちづくり情報コーナー」、御影支所、文化センター、図書館などに配置する。
<input type="checkbox"/>	新聞社などに情報提供し、意見募集について周知を行う。

##### (2) 提出のあった意見の検討結果公表までの手順

<input checked="" type="checkbox"/>	実施内容等
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」5「内部検討の構え」により、提出された意見について町の考え方の検討を行う。
<input type="checkbox"/>	提出された意見等を踏まえ、最終的な意思決定を行う。（意見募集終了から1ヶ月以内）
<input type="checkbox"/>	上記の決定書について、企画課広報広聴係・政策企画係の合議
<input type="checkbox"/>	「意見等の概要」「意見に対する町の考え方」「決定した内容」について、職員マニュアル「協働の基」4-5(2)の【実施結果】、(3)意見等の概要・検討結果のひな型を参考に作成し、「広報誌掲載依頼書」及び「ホームページ作成（発信）依頼書」に添付し、企画課広報広聴係に提出する。（Wordで作成し、別途Eメール又はFDなど、データの提供をする）
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6(2)の印刷物を、役場1階「まちづくり情報コーナー」、御影支所、文化センター、図書館などに配置する。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6町民意見提出制度掲示板掲示物の記載例（3）実施結果を作成し、企画課政策企画係に提出（データで提出）
<input type="checkbox"/>	新聞社などに情報提供し、実施結果について周知を行う。

## 5 内部検討の心構え

### 5-1 基本事項

この章は、次の検討に適用される。

- (1) 町民参加により提出された意見（審議会の答申・提言、町民意見提出制度意見、住民説明会での意見、ワークショップの結論など）の検討
- (2) 町民参加の方法以外に町民から寄せられる提案、要望、苦情などのうち、町民と町の協働によりまちを良くしようという趣旨内容のものの検討
- (3) 広報レター、町長と語る日における提言内容、ふれあいトークにより出された意見の検討

### 5-2 検討に際しての心構え

#### (1) 意見は前向きに考える

町民参加手続（特に町民意見提出制度等）では多様な意見が寄せられると思われるが、一見して実現の可能性が低いと思われるような内容であっても、例えば次のような視点に立つなどして、どうすれば実現できるか検討してみる。特にワークショップなど協働型の町民参加手続については、結論を安易に否定すると参加した町民の不信を招きかねないことに注意のこと。

- ・実現を阻害する要素は何なのか、それを取り除く方法は本当にはないのか
- ・意見の一部だけでも実現できないか
- ・意見の趣旨を他の形で実現できないか
- ・町民、事業者、国、道など役場以外の力も借りて実現できないか

#### (2) 他所管と積極的に連携する

その部局だけでは処理できないような意見や、他部局の協力があれば実現の可能性があると思われる意見については、その担当部局と積極的に連携して検討すること。また、他部局から意見の検討を依頼されたりしたような場合には、きちんと応じ、責任をもった検討をすること。

#### (3) 責任をもって判断し対応する

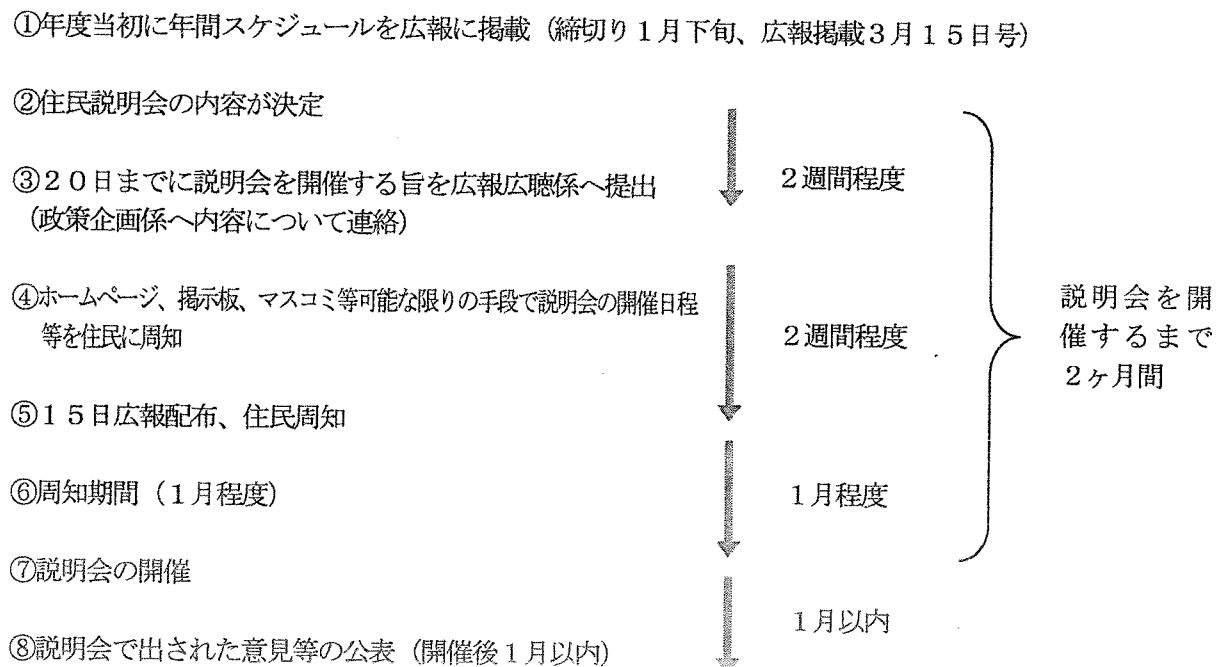
町民から寄せられた意見の検討結果に責任を持つのは担当部局である。町民意見を採用する場合でも、なぜ採用したのかという理由をきちんと説明できるような検討をすること。「こんな町民意見があったので〇〇した」といった安易な説明しかできないようでは、執行機関として責任放棄であるということを認識すること。

### 5-3 決定書記載事項、公表内容

意見検討結果について検討結果を決定するときやその結果を公表するときは、最低でも次の事項を明らかにすること。特に公表に当たっては、簡潔明瞭な説明となるよう配慮すること。

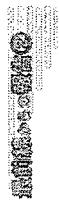
- (1) 提出された意見の内容（同一内容の意見が複数あったときはまとめて可）
- (2) 意見の検討結果とその理由（意見の採否（一部採用含む）、そのように決した理由）
- (3) 意見の検討経過（検討担当所管、協議先、決裁者、決裁日、検討結果などの大きな修正があればその内容など）

## 5-4 その他の町民参加（例住民説明会）準備、開催、その後のスケジュール



### III その他資料

## 平成27年度町民参加手続きの予定



平 27 の予定をお知らせします

まちづくりに参加しませう。

「町民誰もが参加する協働のまちづくりを目指して」

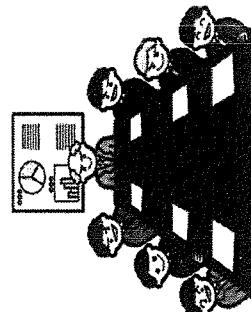
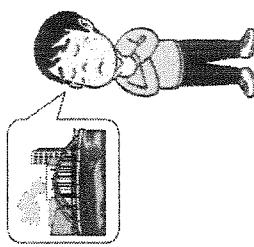
「まちづくり基本条例」が平成18年4月1日に施行されてから丸2年をを迎えようとしています。町の計画や政策等に皆さんの意見を生かすよう町では様々な議論をさせてけています。今後はより多くの議論を実施し、7名の公募委員が選ばれております。また毎月開催される議論会等には、毎回7名の皆さんが参加して来ていただきたいと同時に、皆さんの意見を反映させたいといために、定期的に開催する議論会提出制度を4件実施します。(意見陳述権付)

平成27年度も皆さんに会議を公開したり金額の権限を委嘱したりする議論会は水谷あります。平成28年度ある公募委員会等の権限の公募の権限制度として「議論会等の公募委員候補者の登録制度」をはじめました。無効行為に由り出した人をリストに登録し、了解が得られた人を登録する制度です。公募委員会が運営する登録権限を委嘱する議論会等を始めました。詳説16名の方の名前登録権の

新規モード登録! 設定をもうびっくり機能  
モード登録

中華書局影印

開催の時期	審議会等の名前	担当課	審議会等のテーマ
毎月	教育委員会	学校教育課	教育行政に関すること
4～3月で 1回定期 3回	子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の検証等について
4～3月で 3回	学校給食センター運営委員会	学校給食課	学校給食センターの運営について
6月	まちづくり基本条例審査会	企画課	まちづくり基本条例の実施状況について 文化質・スポーツ質・被災影響者の選考 (一覧)
9月	文化質・スポーツ質監査委員会	社会教養課	文化質・スポーツ質・被災影響者の選考
11月	生活安全推進協議会	町民生活課	町民の交通安全、防犯等について
12月	総合計画審議会	企画課	第5期清水町総合計画 平成20年度策 施計画について
2月	国民健康保険運営監査会議	町民生活課	国民健康保険特別会計予算の認定につ いて
2月	文化質・スポーツ質監査委員会	社会教養課 (学生)	文化質・スポーツ質・被災影響者の選考
未 定	〔仮称〕人口減少問題対策会議	企画課	〔仮称〕清水町入口ビジョン・清水町地図 整備【案】について
未 定	使用料等審議会	経営課	使用料等改正に係る諮問 ※使用料等改正がある場合のみ実施
未 定	学校支援委員会(各校ごとに3回) 未定年6回	学校教育課	各小中学校に係る運営等について
未定年5回	社会教育委員会議	社会教養課	社会教育事業について
未定年5回	スポーツ推進委員会議	社会教養課	社会教育事業について



▼ 意見提出制限等を実施します		その他の内容・備考
手続の箇別	意見提出制限等のテーマ	担当課
4月 季節の農作	平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価計画(案)について	農業委員会
4月 清水町健診資源再生本ビジョンについて		医療振興課
2月 一般除害物防除実施計画について		市民生活課
未定 未定	新型インフルエンザ等が疾患流行動向について 清水町済生人口ビジョン、清水町公会堂跡地につ	保健福祉課 企画課

◎意見提出制度等を実施します

平成26年度 町民意見提出制度の実施状況(平成27年6月10日 清水町まちづくり基本条例審査会資料抜粋)

③町民意見提出制度に関する事項(条例第12条、規則第10条~15条関係)

所管課	テーマ	募集について										提出された意見の取扱い	結果の公表					
		実施日程		意見募集期間		実施周知期間		周知方法					広報	掲示板		HP		
		自	至	自	至	自	至	広報	掲示板	HP	その他		自	至	自	至		
1 町民生活課	清水町一般廃棄物処理実施計画(平成27年度)について	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16		○	○	課に配置	1件2項目について、検討結果を公表した。 意見提出による計画の内容の修正は行わず決定した。		H27.2.25～	H27.4.20	H27.2.25～		
2 産業振興課	清水町食育推進計画(清水町地産地消促進計画)の制定について	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	○	○	○	公共施設5箇所に配置	意見なし		H27.4.2～	H27.5.8	H27.4.1～		
3 保健福祉課	介護保険法改正に伴う条例について	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	○	○	○	課に配置	意見なし		H26.11.19～	H26.12.30	H26.11.19～		
4 保健福祉課	清水町地域包括支援センター条例(案)について	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16	○	○	○	課に配置	意見なし		H27.2.20～	H27.3.31	H27.2.27～		
5 保健福祉課	清水町高齢者福祉計画・介護保険事業計画第6期計画について	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16	H27.1.15～	H27.2.16	○	○	○	課に配置	意見なし	4月号	H27.2.19～	H27.3.13	H27.2.19～		
6 保健福祉課	清水町地域福祉計画について	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	○	○	○	課に配置	意見なし		H27.3.19～	H27.4.10	H27.3.16～		
7 保健福祉課	清水町障がい福祉計画について	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	○	○	○	課に配置	意見なし		H27.3.19～	H27.4.10	H27.3.16～		
8 保健福祉課	第2期清水町健康増進計画について	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	H27.2.13～	H27.3.12	○	○	○	課に配置	意見なし		H27.3.26～	H27.4.24	H27.3.24～		
9 子育て支援課	子ども・子育て支援新制度に係る条例について	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	○	○	○	課に配置	意見なし		H26.11.18～	H26.12.30	H26.11.18～		
10 子育て支援課	清水町子ども・子育て支援計画について	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	H26.10.15～	H26.11.14	○	○	○	課に配置	意見なし		H26.11.18～	H26.12.30	H26.11.18～		
11 農業委員会	「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」	H26.4.24～	H26.5.23	H26.4.24～	H26.5.23	H26.4.24～	H26.5.23	○	○	○	課に配置	意見なし		H26.6.13～	H26.7.22	H26.6.13～		